

十九八七	六	五	四	三	二	一	〇 財務省告示第百九十八号								
初期利子	利	發行単位	振替額	最低額	発行額	用等	基づき個人向 け国債の發行等								
率	価格	日	面金	額	額	の条項及びそ の適	年財務省令第六 十								
し 払 た 期 金 額 を 支 払 う 。式 た だ し 、算 支	平 成 〇 と し 十 〇 、六 八 次 年 十 一 セ ン き 十 ト 百 五 円 日	年 額 面 成 る の 記 替 法 の 規 定 に 記 録 は よ る に 最 低 額 も の と	平 成 〇 ・ 金 額 十 數 倍 の 規 定 に 記 録 は よ る に 最 低 額 も の と	す る の 記 載 法 の 規 定 に 記 録 は よ る に 最 低 額 も の と	額 の 記 替 法 の 規 定 に 記 録 は よ る に 最 低 額 も の と	振 替 額 の 規 定 に 記 録 は よ る に 最 低 額 も の と	一 十 萬 五 萬 元 金 額 で 四 百 三 十 七 億 四 百 六	額 の 定 の 適 用 を 受 け る も の と し 、 そ の 規	額 の 下 「 振 替 機 関 は 日 本 銀 行 と す る 。 そ	以 下 「 振 替 法 」 と い う 。 」 の 規	社 債 、 株 式 等 の 振 替 に 関 す る 法 律 （ 平 成 十三 年 法 律 第 七 十 五 号 ）	特 別 会 計 に 關 す る 法 律 （ 平 成 九 年 法 律 第 四 十七 回 ）	個 人 向 け 利 付 國 庫 債 券 （ 固 定 ・ 太 郎 ）	六 月 十 日 財 務 大 臣 麻 生 太 郎	六 月 十 五 日 に 發 行 し た 個 人 規 定 に 基 づ き 、 平 成 二 十 六 年 六 月 十 日 と お り 告 示 す る 。

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い	金	所	日	額	限	子	以

には一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.08}{100}$$

初期利子支払期の6カ月前の日から発行日までの日数

୩
୮
୯

(二) 平成二十七年十一月十五日

以後の毎回額面金額十経過利子に相当する金額一利子に相当する金額

十七 中途換金の特例

(昭和二十五年法律第七十三号)
第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。)が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村(特別区を含み、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条のは、当該市又は当該市の区とす

(一) 額と/or それの算式により算出した金取金額は、次の区分に応じ、その買取ことができるものとし、その買取金額は、次のように算出する。
十五日前であつても、当該個人が、平成二十七年五月十五日までに、当該個人が、平成二十六年十一月十五日からまでの間の場合、(一)の区域において、災害救助法(昭和二十二年法律第百八号)による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかるとときは、当該個人に當該個人が、平成二十七年五月十五日前であります。このときには、当該個人が、平成二十七年五月十五日前であります。

(二) 金額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額 × $\frac{7.9.685}{100}$ + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)

の額面金額十経過利子に相当する金額—（経過利子に相当する金額）

十八
元利金支